

## 裁判の迅速化に係る検証に関する検討会（第71回）開催結果概要

### 1 日時

令和6年7月30日（火）午後1時30分から午後5時30分まで

### 2 場所

最高裁判所中会議室

### 3 出席者

（委員、敬称略・五十音順）

出井直樹、上塚真由、奥山信一、佐古和恵、鈴木真理子、高取真理子、  
友重雅裕、原琢己、山田文、山本和彦

（事務総局）

榎本光宏総務局総括参事官、長田雅之総務局第一課長、綿引朋子総務局企画官、  
精松晴子民事局第一課長、横山浩典刑事局第一課長、  
渡邊達之輔行政局第一課長、宇田川公輔家庭局第一課長、  
デジタル総合政策室中嶋邦人官付

### 4 進行

#### （1）座長選出及び就任あいさつ

委員の互選により、山本委員が座長に選出され、座長から就任あいさつがされた。

#### （2）裁判所のデジタル化について

中嶋デジタル審議官付から、裁判手続のデジタル化の概要について、民事及び家事の各手続については、令和2年に、民事訴訟手続においてウェブ会議を用いた争点整理手続の運用を開始したのを皮切りに、順次、家事調停手続、人事訴訟手続、家事審判手続など、多くの手続において、ウェブ会議が行われるに至っており、特に、今年の3月からは、法廷で行われる民事訴訟手続の口頭

弁論手続においてもウェブ会議を行うことが可能となったことが説明された。

次に、民事訴訟手続については令和4年に、民事非訟手続・家事事件手続については令和5年に、それぞれデジタル化に関する改正法が成立し、これらの改正法においては、ウェブ会議の利用局面の拡大に関する規定が盛り込まれているほか、裁判書類のオンライン提出や訴訟記録の電子データ化なども定められており、紙の書類・記録を前提としていたこれまでの世界から大きく変わることになったこと、民事訴訟手続のデジタル化に関する改正法は令和8年5月まで、民事非訟手続・家事事件手続のデジタル化に関する改正法は令和10年6月までに施行される予定であり、裁判所としては、これらの時期に間に合うように、システム開発など、必要な準備を進めているところであることが説明された。

さらに法改正前の件として、①刑事事件手続については、書類の電子データ化や発受のオンライン化（いわゆるオンライン提出）などを内容とする捜査や公判手続のデジタル化について法制審議会の答申が行われ、現在、政府において、必要な法案の検討が進められていること、②法務省において、民事判決のデータベース化の検討も進められていることが補足された。

精松民事局第一課長より、社会全体のデジタル化の進展を受け、①主張・証拠の提出をオンライン提出に一本化したり、訴訟記録を電子記録に一本化したりするなどの「e提出」、②主張・証拠への随時のオンラインアクセスや、期日の進捗状況等のオンラインでの確認を可能とするなどの「e事件管理」、③ウェブ会議やテレビ会議を導入・拡大し、争点整理手続段階においてデジタルツールを活用する等の「e法廷」という「3つのe」の実現を目指すという民事訴訟手続のデジタル化について説明がされた。これらの「3つのe」の実現については、3つのフェーズに分けて、順次新たな運用を開始していくべきとされ、フェーズ1は、旧法下でも可能なウェブ会議等のデジタルツールを活用した争点整理の運用を、フェーズ2は、当事者双方がウェブ会議により参加す

る弁論準備手続期日やウェブ会議による口頭弁論期日等の、法改正によって直ちに実現可能な運用を、フェーズ3は、法改正のほかシステムの開発・導入等を経て初めて実現可能なオンライン申立て等の運用をそれぞれ意味すること、さらに、「3つのe」を支える3つの柱として、e法廷の一環としてのウェブ会議の活用、e提出の一環としてのm i n t sの導入、「3つのe」の全てに関わるものとして、改正法の全面施行に向けたシステム開発や規則の整備について説明がされた。

宇田川家庭局第一課長より、家事デジタル化の進捗状況として、家事調停事件、家事審判事件、人事訴訟事件、家庭裁判所調査官の調査におけるウェブ会議の活用やその広がりについての説明がされた。家事調停におけるウェブ会議の活用については、当事者や調停委員から①当事者の出頭負担が軽減できた、②DV事案等の高葛藤事案における危害防止が容易になった、③表情や仕草などの非言語的情報の交換ができる、発言のタイミングを計りやすいなど、電話会議に比べてメリットがあった等好意的なものが多く、一方で、④得られる情報に限りがある、情緒的なやり取りや調停という場の雰囲気形成が難しいことがある等、対面での調停がふさわしい事案や場面があるとの意見があることの紹介がされた。家事審判事件におけるウェブ会議の活用については、最もウェブ会議の利用が多かった別二審判事件において、T e a m sを利用した事案では、民事訴訟と同様に、投稿欄を活用したり、ファイル共有機能を活用して表や調停案の共有をしたりできたこと、DV事案において安全安心を確保した上で審問を実施できたこと等の利点が挙げられたことが紹介された。人事訴訟におけるウェブ会議の活用による審理運営上の工夫としては、財産分与が争点となる離婚訴訟において、双方当事者に入力済みの財産一覧表をT e a m sにアップロードしてもらい、当事者双方及び裁判所においてデータを共有した例が多く、期日での口頭での議論を踏まえて修正するなどの活用をした例があること、投稿欄については、書記官、裁判官、当事者がそれぞれの立場で活用し

ており、充実した期日間準備に繋がる工夫もされたことが紹介された。

(奥山委員)

- システムの使いやすさについて利用者の意見をフィードバックする仕組みはあるのか。

(榎本総務局総括参事官)

- 現在利用者が使用しているシステムというのはウェブ会議関連がメインであり、これは市販のソフトであるがゆえに、市販のソフトそのものへの御意見となってしまふ。今後さらにシステム開発を行い、デジタル提出の場面になると裁判所独自のシステムになってくので、その際には利用者からの視点や一般の御意見を伺う機会を設けたいと思う。

(佐古委員)

- デジタル化でこれから本人確認をどうするかが一つの焦点になると思う。今は一つ一つのシステムごとにアカウントを作っていくということをやっていると思うが、投稿した人に弁護士の資格があるか、裁判官による投稿なのか、といった電子的に文書をアップロードした人が誰なのか、どういう権限でやったのかというところで本人確認が重要になってくると思う。この点、現在厚生労働省においても、医師の資格がある人が処方箋をアップロードしたとか、看護師の資格をもった人がカルテを見られるとか、そういうふうに本人確認しているというHPKIという仕組みがあり、それが司法にも使えれば参考になると思った。
- 現在、国民一人一人にもマイナンバーというものが付いており、例えばマイナンバーと紐付けて銀行口座の開示をするという手続も可能であると思われる。個人のプライバシーの問題がたくさんあると思うものの、限定された場面では、公共の福祉に照らして、財産を迅速に把握できるようにするとい
- 紙と違いデジタルならではの利点というものがあると思うので、ただ紙を

電子にするだけでなく、デジタルの機能を使ってどうやって裁判が効率的に運営できるのか、というところからスタートして検討していただきたい。また、民事判決のデータベース化の話もあったが、セキュリティやプライバシーにも配慮し、迅速に公開するツールを使っただけをお願いしている。

(出井委員)

- 佐古委員の仰る点は司法にとって本当に一番大事なところだと思う。社会のデジタル化に伴い、司法もデジタル化しなければならないが、証拠もデジタル証拠が増えてくるし、事実認定の仕方も変わってくるかもしれない。財産分与の問題についても佐古委員が御指摘するような方法までいけなくとも今度の検討課題かと思う。これから資料収集、情報収集の在り方というのは変わってくると思い、今後の司法の大きな課題だと受け止めている。

### (3) 報告及び意見交換等

#### ア 民事訴訟事件について

##### (ア) 統計データの紹介

精松民事局第一課長から、令和5年の最新データに基づき、民事第一審訴訟、医事関係訴訟及び建築関係訴訟について、新受件数及び平均審理期間の推移等の説明がされた。

続いて、渡邊行政局第一課長から、令和5年の最新データに基づき、行政事件訴訟、知的財産権訴訟及び労働関係訴訟等について、新受件数及び平均審理期間の推移等の説明がされた。

(山田委員)

- 新受件数として増えたものの類型について何か特徴があるのか。また、統計上は訴え提起から第1回口頭弁論期日までの期間が長くなり、他方で第1回期日から人証調べまでの期間は短縮したようであるが、結果として争点整理期間は全体としては短くなっていないのではないかと。序盤の口頭

協議等により審理の迅速化は図られていくのか。

(精松民事局第一課長)

- 令和5年の新受件数の動向について、現時点では、特定の事件類型について突出した特徴が見られるといったことまでは認識していない。また、訴え提起から第1回口頭弁論期日までは少し長くなり、第1回口頭弁論期日から人証調べの開始までは短くなっているが、これは第1回口頭弁論期日を入れる前に実質的な口頭協議を行い争点整理に入る例が増えているためと見ている。これにより、当事者と裁判所との間の認識共有が進み、どのような点が実質的な争点になりそうかや、重要又は基本的な書証の有無などがより早期の段階に明らかになるので、お互いに認識を共有しながらポイントを掴んだ審理を行う土俵が早期に作られつつあると考えている。序盤の口頭協議の取組などは各庁で進んできているところであり、もう少しその結果を見た上で、審理の迅速化につながっていくか、効果があるのかということについて注視していく必要がある。なお、各庁の裁判官と話している中では、こういった序盤の認識共有を進めることによって迅速化につながっているという効果を実感している裁判官も多いようであり、この先も把握に努めたい。

(山田委員)

- 期日間隔は全体として延びているのかと思われるが、期日に現れない協議もあると思われるが、何か実質的な変化はあるのか。

(精松民事局第一課長)

- この場でお答えできる数字が手元になくて恐縮であるが、例えば、争点整理の手續の中でも、弁論準備手續のように期日を入れながら進めていくものもあれば、書面による準備手續として、期日ではなく協議の日時を指定しながら進めていくものなどがある。また、必要が生じた場合に協議の日時を入れ、そうでない場合はT e a m s上でやりとりをして審理を進め

ていくなどの運用もある。このような様々な工夫が行われているため、統計上の期日間隔については、こうした工夫の結果がどのように表れるかを見ていく必要があるかと思う。

(山本座長)

- 書面による準備手続は条文上期日ではなく、コロナ禍では書面による準備手続が非常に活用された結果として、データ上その間は期日間隔が非常に長くなってしまうことになる。現在、弁論準備手続がウェブでできるようになってまた期日が開かれるようになり、統計上の期日間隔に変化が生じている。こうしたことを踏まえると、必ずしも統計が実態を表しているというわけではないかもしれない。

(奥山委員)

- 医療関係訴訟の統計は平成4年からあるが、建築関係訴訟については平成26年からしか出ていないところ、ともに複雑であることに変わりはないので、同様に出していただきたい。

(イ) 民事実情調査（前半）の報告及びそれに関する議論

精松民事局第一課長から、民事実情調査（前半）の結果の概要につき説明がされた。

まず、争点整理の現状等については、第1回口頭弁論期日の指定後に被告代理人が選任された場合、①同期日を取り消した上で、実質的な反論を記載した書面の提出に必要な期間を踏まえて新たな期日を指定する、②比較的近い時期に新たな期日を指定し、口頭で争点等を確認する、など事案に応じて早期に実質的な争点整理を行う工夫がされており、デジタル化が進展する中で、序盤の争点整理が充実化していることがうかがわれることが説明された。

また、争点整理の序盤において早期事案説明L I T Eという口頭協議の取組を行っているとの紹介や、無理に初回で争点を固めるのではなく、口

頭協議を続行したり、事案の複雑さ等も踏まえて、口頭協議の密度も変えながら実施したりといった工夫を行っているという紹介もあった。弁護士会からも、序盤に双方の主張の骨子を明示的に確認することにより、双方の主張を噛み合わせることができ、審理期間の短縮につながるなどの意見があったことが紹介された。

次に、活発な口頭議論を行う方策については、①裁判所において、期日で指示した準備事項等を Teams の投稿機能で共有する、②提出された書面を踏まえ、期日前に、期日に口頭で確認したい点等について投稿機能を利用して予告する、③協議事項等を画面共有しながら、口頭協議を行うなど、事前準備の充実化も含めて、期日での口頭議論の活性化につなげる工夫を行っているという説明がされた。弁護士会からは、裁判所が準備事項を Teams で投稿することにより、準備事項に関する認識の齟齬はかなり少なくなったという意見があったことが紹介された。

さらに、協議結果の共有方法と効果については、裁判所からは、最終的に確定した争点や争いのないことを明確にした方がいい場面は調書に記載する一方で、ノンコミットメントルールを前提にした暫定的な協議結果は投稿等で事実上確認するにとどめているという紹介があり、これについて弁護士会からは、協議結果が投稿されると内容が明確化し認識共有に資するという意見があったものの、投稿を確認しない弁護士もいるという指摘があったことが紹介された。

争点整理を充実させるための組織的取組については、裁判所では、庁全体として、多くの裁判官が無理なく実践できる審理運営改善の方策に取り組んでおり、その一つである早期事案説明 L I T E について、他の裁判官の期日の見学を実施するなどして浸透を図っていることが紹介された。また、Teams の投稿機能をより効率的、効果的に活用する観点から、庁内の裁判官の投稿例のサンプル集を作成するなど、裁判所の負担を軽減し

つつ争点整理を充実させるための取組も行っていることが紹介された。他方、弁護士会では、争点整理やデジタルツールの活用等について議論する際には弁護士間でも意見交換し、協議会等での議論の結果について報告を行い、弁護士会の月報や会員専用ホームページ等で弁護士に周知しているほか、新規登録の弁護士への講習では実務上重要な事項を周知していることや、その一方で、月報やホームページをあまり見ていない弁護士もいるとの実情が照会された。また、裁判所と弁護士の関係委員会との間で、意見交換を行っているほか、若手の裁判官と弁護士の意見交換会において、模擬争点整理を行うなどして、新たなプラクティスの検討も行っていることが紹介された。

合議体による審理の現状と課題について、裁判所からは、合議に付している事件類型としては、事実関係が複雑で判断に迷うもの、社会の耳目を集めるものなどがあり、新件の訴状の回覧や、定期的な棚卸に加え、各裁判官からの相談等により合議に付しており、適切に合議に付されていない事件は少ないという紹介があった。弁護士会からは、合議に付されて困るということはないが、事件類型で機械的に合議に付されている印象があるという指摘や、合議相当と思われる事件が単独事件として審理されている事例もあるという指摘があったことが紹介された。

付合議の効果に関しては、裁判所からは、付合議によって多角的な視点で適切に結論を導くことが可能になっているという紹介があった。弁護士会からは、合議に付されてから進行がスムーズになることもあるという指摘があり、合議に付された事件についてはおおむね適切に審理が行われていることがうかがわれるとの説明があった。

(山本座長)

- まず、デジタル化が進展する中における争点整理の現状と課題について御意見を伺いたい。

(高取委員)

- 実情調査先の裁判所は、非常に積極的な取組をしていると感じた。デジタルツールの活用が進んできて、序盤の口頭協議の重要性というのも裁判所間で認識されているところであるが、特に、投稿機能を使って、口頭協議の内容についての結果の報告や期日間に釈明を行っているというところが大変参考になった。期日間の釈明や充実した協議結果の報告を全ての裁判官が全ての事件で行うのはなかなか難しいだろうと思われるが、実情調査先の裁判所では早期事案説明L I T Eという取組、若い裁判官への説明や見学等いろいろな取組によって、誰にでもできるように承継していくという点が参考になった。裁判所の努力もさることながら、代理人においても投稿を見る等はしてもらいたいので、代理人に対してどのような働きかけをしていけるか考えさせられた。

(出井委員)

- 実情調査先の裁判所は、デジタルツールの活用を含めて特に争点整理の序盤段階でかなり工夫がされていたと思う。早期の口頭協議の意義について、やる必要があるのかという意見も出ていたが、全ての案件で全ての当事者が納得するということを求めるのは無理なので、様々な試行の一環としてやむを得ないと思う。そういうことを繰り返しながら裁判所内部の振り返りや当事者あるいは代理人からのリアクションを踏まえて検討し、徐々に改善していけばいいと思う。
- 充実した争点整理のために裁判所サイドでの各期日間の準備がかなりインテンシブに行われているところが垣間見えて、相当な負担があるのではないかと感じている。期日間にも当事者とコミュニケーションをとって進めていくというのは、まさに理想としては求められていくことである。裁判所が的確に準備をして切り込んでくるということであれば、代理人も緊張感を持って各期日の準備をすると思う。ただ、そういうことを現在の態

勢で、裁判官全員が対応できるのかというところが心配である。全件についてそういうことをやっていくのではないという話はあったところなので、そこは適宜メリハリを付けていくことだろうと思う。期日間で何をやるかのバリエーションが増えていること自体は良いことだと思うが、その準備はかなり負担ではないかと思う。

- 投稿を確認しない弁護士について、その方自身は期日で全部聴いてメモを取っているのでは間違えることはないということなのかもしれないが、やはりその期日ではやらなかったけれども期日間に聴きたいことや指示したいことが出てきたという場合にはそれでは対応できないわけである。よって、期日間にいろいろな事が進むということが代理人サイドでも認識ができると、さすがに投稿を確認しないというような対応はなくなると思う。今はまだ、全てのことは期日で行われて、期日間は何もないという頭でいるかもしれないが、これからは変わっていくのではないか。

(上塚委員)

- 投稿を確認しない弁護士がいるということに非常に驚いたが、私も見逃してしまうことがある。T e a m sに書き込まれたら通知が来るのか。

(精松民事局第一課長)

- メンション機能というものがあり、それを使うとT e a m sを開いたときに分かるようになるし、メールが個別に飛ぶような設定になっているので、メールを見ていただければ気が付けるようになっている。

(上塚委員)

- 毎日毎日開くというのは大変なのかな、と感じていたが、自分のメールを確認したらどこから投稿があったかというのが分かるのであれば、確認しないといけないと思う。
- 裁判官と書記官の役割分担という話がかかなり印象に残っている。裁判官の負担が増えるとともに、書記官もデジタル化に伴っていろいろ大変なの

ではないか。裁判官でも、とてもできる方がいる一方で、なかなか新しいことに馴染みにくい方もいる。書記官も同じだと思うが、書記官について何か研修等されているのか。

(長田総務局第一課長)

- 民事訴訟のフェーズ1における書記官事務について、どういう形で事件に関与するのかということは現在デジタルツールを使いながら工夫をしているところである。投稿についても書記官がどういう形で関与するかなどについて、あるいはその投稿で宿題として出されているものについて、提出管理をどのように実践するのかということ年全国的に試行しているところである。デジタル化後の書記官事務がどうなるのかということは、裁判所組織の中でも課題だと認識しており、行われている試行についてはフェーズ3までの間に何らかの形で取りまとめをすることを含めて考えていきたい。

(奥山委員)

- 裁判官の人事異動に伴う引継の関係について、裁判官から特に説明がなかったように思う。弁護士からは、裁判官が交代した際にプレゼンを求められるが何をしていたか分からないとのことであったし、引継のところは何か仕組みを作った方がいいのではないか。

(精松民事局第一課長)

- 裁判官の異動によって審理に遅滞が生じるのは適切でないという御指摘は当然のことと思う。現状では、引継をどの程度行うかは事案の内容・性質を踏まえた裁判官の判断に委ねられている。代理人サイドからも、どういことを引継の際に求められていて、どのような情報を裁判所が持っているのかが分からないがために十分な対応をしにくいという御指摘があったと思うので、裁判所の方でも代理人との認識共有を実質化する必要があると感じている。

(原委員)

- 一部の非常に優秀な裁判官でなくてもできる仕組みの構築というのは、全体のレベルアップにつながり、非常に良いことだと感じた。ただ実際には、非常に優秀な裁判官は各種のデジタルツールを使ってより能動的に事件を動かしていくことが可能になっていると思う。そういう技術の蓄積・情報共有の取組を進めていくことで、これから良い広がりが期待できると思う。
- 上塚委員からも御指摘があった書記官と裁判官の役割分担について、裁判官がより合理的に事件を動かしていこうとすればその分裁判官の負担がどんどん増えていくと思うので、どのように書記官と役割分担して進めていくのかというのは今後の課題だと思う。

(山田委員)

- 早期事案説明L I T Eという仕組みの説明があったが、序盤の争点整理やその後の口頭議論についてどういう文化やルールがあるのか、弁護士側に正確には浸透していないという感じがする。ノンコミットメントルールをはじめとした投稿の扱いについて、繰り返し明確にしておく必要がある。
- 投稿サンプル集について、新しい事をやる際にサンプルがあるとありがたいので、ぜひこの取組を全国に広げていただきたい。

(山本座長)

- 早期の口頭協議については第10回の報告書でも紹介され、個人的には良い取組だと思っているが、弁護士によってはなんで口頭協議をしなくてはいけないのか、まずは書面を読んでくれという反応もあるようである。裁判所の方から、なぜこれをやる必要があるのか、どのような意味があるかを説明するのがいいのではないか。もちろん弁護士の方から尋ねるなど、コミュニケーションも大事である。マニュアル化ではない形で、何か検討していただきたい。

(奥山委員)

- ウェブ会議は時代の流れとして良い事だが、当事者の中にはやはり裁判官に直接会いたいという人もいるので、その点は御留意いただきたい。

(山本座長)

- 次に、合議体による審理の点について御意見を伺いたい。

(原委員)

- 当事者から合議に付してほしいというのは、この単独の裁判官ではだめですと言っているようで、上申しにくい。合議に付すメリットを考えて、裁判所からも合議に付すことを検討してもらいたい。

(山本座長)

- 同意見である。適切に事件を回す契機になるので、ぜひ積極的に付合議上申できるような方策を検討いただきたい。

## イ 刑事訴訟事件について

(ア) 統計データの紹介

横山刑事局第一課長から、令和5年の最新データに基づき、刑事第一審訴訟事件について、新受人員、終局人員及び平均審理期間の推移等の説明がされた。

(上塚委員)

- 否認事件が増えていると耳にするが、こういう事件類型に否認事件が多い、といった傾向はあるのか。

(横山第一課長)

- 罪名別で自白・否認の内訳は手元になく、その割合は総数で把握できるとどまる。

(イ) 刑事実情調査（前半）の報告及びそれに関する議論

横山刑事局第一課長から、刑事実情調査（前半）の結果の概要につき、以下のとおり説明がされた。

- a 公判前整理手続の長期化の問題に対する法曹三者の意識については、長期化による弊害に対する問題意識は法曹三者で共有されているものの、弁護士会からは、被告人の防御権を行使するための準備に時間をかける必要もあるとして、期間のみが強調されることに懸念を示す意見があった。
- b 公判前整理手続の長期化要因等のうち、事件内容の変化については、前回の報告書の指摘と同様、①防犯カメラ映像やスマートフォンのデータといった客観的証拠の増加、②科学的・専門的知見が問題となる事件の増加、③捜査段階で黙秘する事件の増加といった傾向があり、これらに加えて、④追起訴が続く広域にわたる組織的な強盗致傷事件等が増加しており、このような事件においては、証拠量が多く、共犯者間の証拠意見の調整に時間を要するため、長期化しやすい、という実情が示された。
- c 公判前整理手続の長期化要因等のうち、当事者の訴訟活動及び裁判所の訴訟指揮については、証拠開示をめぐる問題として、弁護人が自白事件か否認事件かにかかわらず広範に証拠の開示を求め、検察官による開示対象の検討やマスキング等に時間を要している実情が示された。

また、主張整理等をめぐる問題として、①弁護人の主張明示義務の範囲について法曹三者で共通認識が得られておらず、公判前整理手続段階で弁護人が主張すべき範囲をめぐる紛糾して長期化することがあることがうかがわれた。この点について、検察庁からは、弁護人が抽象的な主張をするにとどまる場合には、立証責任を負う検察官としては網羅的な主張立証をせざるを得ない、という意見があった。また、②類型証拠開示が全て終わるまで主張を一切示さない方針の弁護人が一定数いるという実情が示された。③裁判所の訴訟指揮については、当事者間で証拠開示や主張のやりとりをめぐる膠着状態に陥った際に、裁判所が適切

にコントロールすることが求められる、という意見があった。④立証の在り方に関しては、統合捜査報告書の作成や刺激証拠の取扱いをめぐる調整に時間を要する、という実情が示された。⑤統計上も第1回公判から判決宣告までの実審理期間が長期化しているところ、その結果として別の事件の公判期日を入れることが難しくなっており、そのために公判前整理手続が長期化している、という実情がうかがわれた。

d 公判前整理手続の充実・迅速化に向けて採られている方策等のうち、個々の事件における方策については、前回の報告書で指摘された方策に一定の効果があるものの、課題もあることがうかがわれた。①起訴後早期の打合せについては、弁護士から見通しが示されない、あるいは示せないことも多く、効果があるのは一部の事件にとどまる、という実情がうかがわれた。②公判期日の仮予約については、期限が設定されることでそれに向けて準備が進められ、迅速化の効果はあるものの、当事者の準備が十分でない場合でも期日の再調整が実際には難しいため、そもそも期日の仮予約をするのに当事者が躊躇する面もあるという意見があった。個々の事件の処理を超えた方策については、全ての事件後に振り返り会が実施されているものの、公判での当事者の訴訟活動に関心が向けられやすく、公判前整理手続の進行について十分な協議が行われていない実情がうかがわれた上、法曹三者による研究会等もコロナ禍で中断してしまっている実情が紹介された。

e 裁判員裁判非対象事件の否認事件における公判準備の実情については、裁判員裁判対象事件と同様、客観的証拠の増加、追起訴の完了までに時間を要する組織的かつ広域にわたる事件の増加等の事件内容の変化が長期化に影響している実情がある一方で、非対象事件特有の事情として、裁判員裁判の公判の予定が優先的に立てられるため、非対象事件の公判期日を入れづらい面があることも示された。また、非対象事件において

は公判前整理手続や期日間整理手続はあまり活用されておらず、事実上の打合せで対応していることが多いこと、裁判体が裁判官のみであることもあって、裁判員裁判対象事件のような争点や証拠の整理、厳選が行われにくいこと、さらには、裁判員裁判のような連日開廷が難しく、立証も五月雨になりがちであることといった実情が示された。

(山本座長)

- では、裁判員裁判における公判前整理手続の長期化要因及び充実した公判前整理手続を迅速に行うための取組等、並びに裁判員裁判非対象事件の否認事件における審理期間の長期化要因及び公判準備のプラクティス等について、御意見を伺いたい。

(鈴木委員)

- 民事と刑事の実情調査に出席したが、様相が違った。民事については、裁判所も当事者も早くやった方がよいという認識は共有されおり、そのための手段・方法が色々ある。しかし、刑事については、単純ではない。実情調査先の弁護士会からは、被告人の身柄が拘束されていなければ急いでやる意義がないといった発言があり、やはりそういう意識があるのかと実感した。自分が弁護人の立場であっても、実刑が確実な事案、あるいは有罪になるであろう事件であれば、未決勾留日数の算入もあるため、必ずしも早くやろうとはならないように思う。保釈されている事件であれば、急いでやる必要がなく、法曹三者のコンセンサスが働かない。記憶の減退を避けるべきと考える弁護人がいる反面、必ずしも全ての弁護士がそう思っているわけではないと思う。立証責任は検察官にある以上、証人が話さなければ、立証不十分で無罪になる余地があるとして、遅延させて証人の記憶が無くなるのを待つ、という弁護人がいてもおかしくはない。
- 刑事事件において、法曹三者が同じ方向を向き、同じ問題意識、同じ土台に立ってやるのは簡単ではない。裁判員制度の初期の頃は、裁判員裁判

を失敗させるわけにはいかないので、それぞれの立場の違いは捨象し、手に手を取り合ってやりましょう、立場の違いは少しのことは目をつぶって協力しよう、という雰囲気があったが、弁護人は被告人のために最善を尽くすというのが仕事であり、どうしてもそれが優先になるし、検察官は立証に万全を期したいと考える。こうすれば迅速化を図れるという結論を出すのは、想像以上に難しいと実感した。

(友重委員)

- 実情調査に参加して、法曹三者それぞれの考えや当事者の準備の実情等の理解が深まったが、鈴木委員が指摘されたとおり、法曹三者の意識の相違点が浮き彫りになったのが印象に残った。意識の問題が結局のところは訴訟のスタンスや訴訟活動に反映されるため、意識の問題を議論する必要がある。被告人の防御のためには時間がかかっても仕方ない、といった発言もあったが、充実した公判に向けて合理的な期間の中で当事者双方に準備してもらう必要があり、証人の記憶が生き生きと保持されている状態で公判審理を行うことが重要である。
- 長期化した事案を担当することもあるが、証人や被告人の記憶がかなり減退しており、事件記録に綴られた調書や捜査報告書を見て記憶を喚起し、その上で公判廷で供述をするということにならざるを得ない。これは公判中心主義とは違うのではないか。法廷で重要な人から話を聴いて心証を採るという理想に改めて立ち返り、迅速化の意義を共有したい。
- 弁護人の主張明示義務の範囲と主張を明示すべき時期についても、根深い対立があると感じた。実務でも、検察官・弁護人がこの問題をめぐって争いになることで長期化につながっており、仮予約をしようとしても双方が納得せずに応じてもらえないことが増えている。この問題についても、三者で議論し共通認識を持つ必要がある。公判前整理手続において何をどこまで詰めるべきか、迅速化検証検討会でもずっと議論されてきているが、

最終的にここまでやれば公判審理をできるというゴール自体が共有されていない。ゴールが共有されていればそこに至る道筋もスムーズに行くが、ゴール自体が全く共有されていないため、あちこちで軋轢が生じ、関係者がみんな闘いながら進行せざるを得ず、それが長期化につながっている。今回の実情調査で、膠着状態に陥ったときに裁判所に積極的に介入してもらいたいという意見があったが、どのような場合に介入するかについては、裁判所が弁護人の主張明示義務の有無を踏まえて指揮する必要がある、裁判所もしっかり認識共有していかなければならない。主張明示義務の範囲について三者で議論していると、審理計画に影響を与える点については弁護人に主張明示義務があるということは共有されている一方で、どのような場合に審理計画に影響があるかという当てはめの問題については共有されておらず、その点の認識を共有する必要がある。振り返り会においてはどうしても公判審理の在り方や分かりやすい立証に関心が向くということだったが、これだけ認識が食い違っている以上、長期化の問題もしっかりと取り上げ、主張明示義務の範囲といった公判前整理手続の点についても、振り返り会で議論する必要がある。

(原委員)

- 鈴木委員から指摘があった、法曹三者の間でも認識が違うというのは、全くそのとおりだと思う。証人の記憶の減退については、記憶が歪められるという側面もあり、弁護人にとってもマイナスであると思っている。迅速化を目的に考えるのではなく、証拠開示や統合捜査報告書の作成など、公判前整理手続の中で隘路になるようなところ、スムーズにいかないところがあるが、そういった手続をスムーズに行うことを優先すれば、結果的に全体として迅速化に向かっていくのではないか。
- 被告人が保釈された事件であればゆっくりやってもいいという面があるが、弁護士会からも指摘があったように、保釈されている自白事件で短く

終わった事件もある。在宅の裁判員裁判の事件を担当したことがあるが、拘置所でアクリル板越しで行うのとは異なり、机の横で一緒に証拠を検討することができ、準備が非常に早く進んだ。

(奥山委員)

- 法医鑑定を行う法医学者について、以前の実情調査先である地方の庁では二人しかおらず大変だという実情を理解できたが、今回のような大規模庁ですら法医学者が見つからずに時間がかかっているという話を聞いて驚いた。法医学者がたくさんいる地域はあると思うので、社会全体で適切な仕組み作りが必要だと思う。民事の建築事件では、確か二十数年前に協力依頼をして、当時の会長と調停人や鑑定人を選出する仕組みを作った。精神鑑定や法医鑑定でも連携は取れるのではないか。
- 裁判官と法廷が固定されていて公判期日が入れないというが、そのような仕組みも理解できない。健全ではないので、検討すべきである。
- 証拠開示については、毎回同じ議論をしており、水かけ論みたいになっている。代表者間で一度しっかり話し合うなど、方策を探してもらいたい。

(横山刑事局第一課長)

- 実情調査先の法廷の数についてだが、合議体の数と同じ数の法廷がある。当該部で裁判員裁判をやっている間は、裁判体が当該事件に拘束されており、その期間に別の裁判員裁判の公判期日を入れることはできない。法廷の数による制約があるというわけではないと思われる。
- 法医鑑定については、以前の実情調査では、鑑定後に法医学者による当事者への協力が得られにくいという指摘がされたが、今回は鑑定書の完成までに時間を要するという鑑定をしたとしても、法医学者によっては鑑定書を書き上げるまでに時間がかかる方もおり、その影響も考えられる。検察庁からは、鑑定書に代わる書面を作成するといった工夫をしていると紹介があったが、そういった点も踏まえて対応を検討したい。

(鈴木委員)

- 法医関係について補足すると、もともと全国的に解剖ができる法医学者、法医学教室が相当限られているという現状がある。例えば、何百キロも遺体を運んで解剖することになる地域もある。そして、遺体という性質上、どうしてもできるだけ近いところで解剖することになる。また、遺体の解剖は警察が法医学者に依頼する地域が多いが、県をまたがって契約を結んでおくということが難しいのだと思われる。そのため、大都市で法医鑑定を依頼すればよい、ということにはなりにくい。
- 法医学者は忙しく、年間何百回と解剖を担当する場合もあり、解剖はしてもらえるが、なかなか鑑定書を書いてもらえないことがある。早い方は早いですが、じっくり書きたいという方もいる。実情調査の際の話では、鑑定書の完成まで1年くらいかかることもあり、検察庁の工夫として、法医学者から死因について話を聴き、それを報告書や調書にして証拠化しているということだった。写真は、警察から解剖のときに撮った写真を提供してもらっている。このように検察官主導で何とか早く死因に関する証拠を弁護人に開示できるよう努めているものの、弁護人の立場からすると、そのようなものは信頼できず、法医学者が作成した鑑定書がほしい、そこがスタートラインになると言う弁護人もいる。そうすると、鑑定書がなくても構わないとはいかない事件もあり、そのために実情調査先の検察庁では苦勞しているという話だった。この問題はかなり根深く、まず法医学者が増加しないといけないと言われているが増加していない。検察庁としては苦勞しているが、なかなかうまくいかない。
- 死因が争点になる事件が増加しているのかは不明だが、今話題になっている児童虐待、特に頭部外傷の事件では、鑑定書がないと進めないということになる。そういった死因が明らかにならないと進まないという事件が増えている印象はある。

(奥山委員)

- 医学部は古典的なピラミッド型であり、法医学教室の教授の許可がないと何もできない。裁判所や警察からの働きかけを検討いただきたい。

(出井委員)

- 奥山委員が指摘されたように、刑事については、実情調査では毎回同じ手筋になっており、手詰まりのように思う。事件内容の変化については、客観的証拠の増加、科学的・専門的知見が問題となる事件の増加、捜査段階で黙秘する事件の増加といった点は、共通認識としてあり、所与の条件であろうと思う。大変だからという理由で客観的証拠や科学的・専門的知見が問題となる事件を減らすこともできないし、捜査段階で黙秘することが長期化につながるから黙秘すべきでないというわけにはいかない。その上でいつも繰り返されるのが、証拠開示の問題や弁護人の主張明示義務の問題であるが、毎回同じ話が出ており、これらをこの場で解決することはできない。検察官、弁護人それぞれの立場があり、このような体質構造は、やむを得ない面があると思う。
- 今回の実情調査でもあったが、例えば主張明示の程度の問題についても、法定の義務があるのかという問題と、迅速化のためにベタープラクティスとしてどの時期にどの程度まで明示するかという問題がある。民事でも同じ問題があるかもしれないが、刑事の場合は、対立構造がはっきりしており、ベタープラクティスをどう捉えるのかは難しい問題である。制度や体制の問題を議論するときは、ひとまずベタープラクティスの問題は抜きにして、法定の義務の問題、すなわち、最低限乗り越える必要があること、この時期にはこのくらい明示しなければならないということ、それを基準に考えるべきである。迅速化のために弁護人の充実した準備を蔑ろにするのはあってはならないことであり、準備のために時間をかけなければならないのであれば、仕方がないことだと思う。

- 類型証拠開示が全部されないとか一切主張の明示はしない、という対応をとる弁護人がいるという話があったが、弁護実務としてベタープラクティスなのかは議論のあるところかもしれないが、それが法的におかしなことかという、明らかにおかしいとは言えないと思う。そうした弁護人も全件についてそういう対応をしているわけではないと思われ、全部の弁護人がそういう対応をしているわけでもなく、ある事件についてそういう対応をとる弁護人がいるとしても、法律上の問題としては仕方がないことであり、それを前提に体制や制度の問題を考えなければいけない。
- 今回の実情調査でも任意の証拠開示が充実して行われているという話があったが、任意の証拠開示をしているから類型証拠開示は遅れていい、しっかりしなくていいとはならない。任意の証拠開示によって大部分は迅速に進むし、そのプラクティスを推進すべきだと思うが、法定の類型証拠開示を迅速にすべきという意見を否定すべきでない。制度論としては、全面証拠開示の導入が大きな課題としてであると改めて申し上げたい。弁護士会のヒアリングでも意見が出たが、現行法のもとでは、とにかく類型証拠開示の積極化、デジタル化を含めた効率化を図るべきである。
- また、証拠の検討を被告人と一緒にできるように、柔軟な保釈や身体拘束下での接見の柔軟化をすべきである。アクリル板越しでの証拠の検討は、非常に大変であり、実務上の工夫をしてほしい。さらには、専門家のネットワーク化、国選弁護人報酬の適正化の問題も取り上げていくべきである。

(原委員)

- 弁護人の主張明示義務について、今回の実情調査を通じて、法律上の主張明示義務の範囲があまり意識されないままに議論が進んでいると感じた。裁判所が審理計画を策定できる範囲で、例えば証人の人数や証拠の範囲が明確になる程度に、主張を明示すれば足りると考えている弁護人が多い。他方、検察官は、それを超えてもっと細かく主張すべきだとか、弁護人の

主張が漠然としているために検察官が広範な主張立証が必要になってしま  
うと言っており、かみ合っていない。この点については、法曹三者で議論  
をする必要がある。実情調査先でも法曹三者による研究会がコロナ禍で中  
断してしまったということだったが、各地で取組を進め、ざっくばらんな  
話をして意見を戦わせることが必要だと思う。

- 検察官と弁護人との間でスムーズな証拠開示や捜査報告書に関するやり  
取りができるかは、経験上、検察官の個性によるところがあり、スムーズ  
にいく検察官もいれば、なかなかスムーズにいかない検察官もいる。弁護  
人の個性もあるし、相性やコミュニケーションの密度等にもよると思うが、  
検察官の中にはデジタルツールを活用して証拠をやり取りしてくれた検察  
官がおり、その際はスムーズにあっという間に統合捜査報告書が完成に至  
った。

(出井委員)

- 証拠開示について、全面証拠開示や迅速かつ充実した類型証拠開示をす  
べきと申し上げたが、検察官の側からすると、証拠を開示する手間は大変  
なものだと思う。特に類型証拠開示では他に証拠がないことをちゃんと調  
べ尽くした上で開示しなければならず、そのために任意の証拠開示を選  
択するということになるのだろう。一方、弁護人の側からすると、他に証  
拠がないかどうかをちゃんと確認したいと思っており、かみ合わない。また、  
デジタル証拠に限られないと思うが、プライバシー情報等をマスクしてそ  
れを確認する必要がある、証拠を開示する側では非常に大変な労力がかか  
っている。ただ、だからと言って疎かにしていいとはならない。検察庁の  
体制の問題であり、デジタル化を含め、体制の問題をしっかりと考えても  
らう必要がある、任意の証拠開示で対応できているからそれでいいとはな  
らないと思う。

(友重委員)

- 弁護人の主張明示の問題について、出井委員から法定の義務の問題を考  
えるべきといった意見があったが、その点については異論のないところだ  
と思う。弁護人が類型証拠の開示が終わってから主張を明示するスタンス  
を取るのであれば、それは尊重するしかない。他方で、実務では、事案に  
よって、あるいは当事者によって、口頭でこの点は争うと言ってもらえる  
こともあり、争う点が明確になれば、それに向けて検察官も主張立証の準  
備を始めることができる。ベタープラクティスの問題と区別すべきという  
意見もあったが、どういう場合にベタープラクティスを実践できるのか、  
柔軟に対応できるのはどういう事案なのかといった点を整理できるとよい  
のではないか。
- 弁護人の主張明示義務の範囲について、法曹三者で共有することが難し  
いという意見もあったが、審理計画を決めるために必要となる主張の範囲  
がどこまでかという当てはめの問題については、事案ごとに、具体的にこ  
ういう主張がされると審理計画に影響があるといったことを議論する意味  
はある。おそらくこの問題は法曹三者の認識が完全に一致することはない  
と思うが、他方で、それぞれの立場で、ここまでは折り合えるがここは絶  
対折り合えない、といった相互理解を深めて追求する価値はあると思う。

(原委員)

- 非対象事件について、弁護士会から国選弁護人の複数選任を柔軟にして  
ほしいという意見が出ていたが、これは迅速化のために即効性があると思  
っている。防犯カメラの映像やメール等の各種の膨大な証拠を確認しなけ  
ればならないが、それを一人でやるのと、複数選任を受けて分担し、かつ  
意見交換してやるのとでは全く労力が違い、速やかな検討につながる。柔  
軟に複数選任を認めてほしい。

(山本座長)

- 刑事は本質的な意味で難しい部分がある。だからと言って対話を諦める

わけにはいかない。どこまでなら折り合いがつけられるか、個々の事件で、各機関で、また全国で対話がされ、色々なレベルでの議論がされた上で、国民にとってのより良い制度になればよいと思う。

ウ 家事事件及び人事訴訟について

(ア) 統計データの紹介

宇田川家庭局第一課長から、令和5年の最新データに基づき、家事事件全般並びに遺産分割事件、婚姻関係事件、子の監護事件及び人事訴訟といった事件類型について、新受件数及び平均審理期間等の説明がされた。

(出井委員)

- 離婚の訴えにおける財産分与の申立てがある事件の割合について、この割合の分母と分子は何か。

(宇田川家庭局第一課長)

- 離婚の訴えのうち財産分与の申立てがある割合である。

(出井委員)

- 平均審理期間の全体の延びというのは、財産分与申立て事件の平均審理期間を出していただければ分かるのだと思うが、これは全体の中で財産分与の申立ての割合は増えているのでそれが寄与しているのか。

(宇田川家庭局第一課長)

- 財産分与の申立てがある離婚訴訟の平均審理期間について、令和5年は18.6か月となっており、人事訴訟というのはほぼ離婚訴訟ということになるので、財産分与の申立てがある離婚訴訟の割合が増えると人事訴訟の平均審理期間に影響することになる。なお離婚訴訟の平均審理期間は15.3か月であり、比較しても3.3か月長いということになる。

(山田委員)

- 子の監護事件に係る類型別の新受件数（審判＋調停）及び平均審理期間の推移は調停成立期間と審判の期間が合わさっていて、調停がうまくいっ

た事件の平均審理期間というのは分からないということか。

(宇田川家庭局第一課長)

- 調停の段階で成立したものと、審判に移行後再度調停で成立したものの両方を含んでいる。これは、調停と審判の全体でしか統計が出せないためであり、子の監護事件については、調停の段階で成立したもののだけの内訳を、統計として個別にとることができない。

(イ) 家事実情調査（前半）の報告及びそれに関する議論

宇田川家庭局第一課長から、家事実情調査（前半）の結果の概要について説明がされた。

ウェブ会議の活用について、裁判所からは、代理人選任事案やDV事案で積極的にウェブ会議を活用していることが紹介された上で、非公開性の確保等を慎重に見極めつつ、本人事案における積極的な活用を見込んでい一方、説得を試みる場面では直接対面とする使い分けをしているとの紹介がされた。これらに加え、ウェブ会議により期日調整がしやすくなることで、副次的に期日間隔の短縮化も期待できるほか、調停条項案の画面共有による確認作業の効率化等が期待されるとの説明があった。弁護士会からは、現在のウェブ会議の運用について特段の支障はなく、ウェブ会議は電話会議と比較して意思疎通がしやすい旨のコメントがあったことが紹介された。

調停期日の所要時間、間隔、回数等の工夫について、裁判所からは、期日間隔の短縮化に向け、次回期日候補日の提示の工夫、係間での調停室の融通、調停委員の指定の工夫等の改善策が実施されていることが紹介され、今後は、2期日指定を積極的に活用する方策を検討しているとの紹介があった。他方で、弁護士会からは、現在の期日間隔が長すぎるので改善が必要であるとの指摘があったことが紹介された。

期日運営の工夫、審判等での見通しの共有に関して、裁判所からは、期

日運営等は評議に基づいておおむね適切に実施され、ホワイトボードの活用等による認識共有も有効である一方で、調停事件における人事訴訟移行後の見通しの伝え方については、不十分な説明がされている例があるとの指摘がされたことが紹介された。

職種間連携、調査官関与の実情に関して、裁判所からは、①裁判官による評議の代打の運用を含めた評議の充実による連携、②書記官のハブ機能の活性化、評議の前捌き、③インテークや当番調査官による調査官関与の充実、について紹介がされ、弁護士会からは調査が丁寧に行われていると受け止められているとの説明がされた。

次に、人事訴訟の特徴を踏まえた合理的かつ効果的な争点整理等の在り方の現状と課題に関して、長期化の要因については、弁護士会・裁判所から、①財産分与の整理の長期化、②人証調べ前の和解協議の長期化、③一部の事件での当事者・代理人の協力が得られない、④本人訴訟における進行の困難さ、⑤離婚原因についての周辺事情の主張立証などが紹介された。

合理的かつ効果的な争点整理等の実現に向けた工夫例としては、①争点整理にかかる期間の見える化、②東京の審理モデルを参考にした弁護士会との意見交換、③迅速化・審理運営改善PTといった迅速化に向けた関係職種の連携、④裁判所内部でのノウハウの承継、⑤財産分与の整理など離婚調停と人事訴訟事件の連携、⑥ウェブ会議による争点整理や⑦協議日時を設けない書面による準備手続による争点整理の試み、について紹介がされた。

(山本座長)

- まず、家事調停における調停運営改善の取組の効果の検証とさらなる課題について、御意見を伺いたい。

(出井委員)

- 調停の期日の入れ方と実態について、裁判所サイドと弁護士サイドで認

識に齟齬があったと思う。ただ双方とももっと間隔を短くすべきだということでは一致していたと思うが、短くしたいときに短く入れられるということが大事であって、短ければいいというわけではない。企業間紛争とは異なり、期間を短くして入れた方がまとまりやすい場合もあるだろう。他方で、次回期日としてそもそも調停委員会側から提示されるのが1か月半とか2か月先になると、当事者からすればなぜそんなにかかるのですかという質問が裁判所や弁護士に対して出てくる。そこはやはり、調停室の問題なのか調停委員の可用性の問題なのか、そこは両方なのか、態勢の問題として考えておくべきなのではないか。また、調査官の人数が期日を入れる障害になっていないかという点については、今回は調査官の関与の仕方が多様で、その意味で工夫がなされていたと思う。調査官の関与の仕方というのはいろいろあり得ると思うので、必ずしも全件にべったりということではなくて、メリハリを付けるということを考えてもいいのかもしれない。

- 期日運営の工夫、審判の見通しのところで、人事訴訟移行後の見通しについての調停での伝え方であるが、代理人の立場からすると、結構はっきり見通しを言われてしまったとか、あるいは、はっきり言ってもらった方がいい場合もあり、本当にケースバイケースなのだろう。ここはなかなか難しいところで、調停委員側から見える景色と当事者から見える景色とは違うのだと思う。

(山田委員)

- 争点の種類や事件の種類によってウェブ会議にするか、期日間隔をどうするかについて、きめ細かな調整をしておりますばらしいと思う。こういう争点でこういう調査をするので、この間に別のことをやっておきましょうという手続のメニューについて、当事者ともコミュニケーションをとっていくことで当事者もコミットできるかと思う。

- 調停委員の役割の強化について、今後家事事件の増加が見込まれるところで、調停ならではの良いところがあると思う。調停委員の役割として法的観点もそうだが、聴き方、伝え方などコミュニケーションの研修が重要になってくると思う。
- 人事訴訟移行後の見通しについては確かに慎重に考えたほうがいいかなと思う。代理人もまだ証拠の全部が見えていない段階で見通しを伝えられることで解決意欲を失うこともある。無理に見通しを伝えるのではなく調停を早期に打ち切って次のステップへというのもありではないか。調停がなぜ不成立で終わったかについて両当事者の認識が必ずしも一致していないことがあるという紹介があったが、人事訴訟移行後の結果を踏まえて振り返る会があってもいいかと思う。調停委員の役割もさることながら、この先の手続がどうなっていくのかや、直接当事者から不満を聴くなど、当事者にとって調停はどうだったのかという点について振り返って考える機会があったらいいと思う。

(宇田川家庭局第一課長)

- 振り返りについて具体的な取組として承知しているところはないが、審判と調停の担当裁判官が同じであれば、調停でどういったことができたか振り返ることはあり得るのではないか。

(高取委員)

- 調停の期日の入れ方として、期日間隔を短くしたいということは弁護士会と裁判所で明示されていたと思うが、取組としてできているかという受け止めに違いがあったと思う。実情調査先でも次回の候補日シートに1か月以内の候補日を入れたり、調停委員の組み合わせを工夫したり、調停室を係間で融通しあったりといった取組が行われていたほか、2期日指定というのをより一層活用していこうという取組がされていた。また、終わりの会という取組も活用することによって次回期日までに確認事項の整理

をしていこうと、さらに改善しようとする試みも見られたところであった。期日を少しでも短く、という試みというのは各庁でも行われているところだと思うので、こういった工夫を継続していき、その運用が実効的なのかということを検証していく必要があると思う。そこにもし調停室が足りておらず係間で融通し合うことでも足りないということであれば、地裁とか簡裁とかの準備室を活用するといった工夫も庁によってあると思うので、そういったところを見ていければいいと思う。

- 事件の見通しを言うのかどうかという点について、弁護士会からも指摘があったが、やはり調停独自の役割としてじっくり話を聴いて当事者の紛争を円満に解決していくという役割があり、その期待は訴訟に求められているものとは少し違うので、そういった見通しを伝えるかどうかについても、事案や当事者のニーズを見極めていく必要があると思う。

(奥山委員)

- 裁判官室に個室の電話会議ブースのようなものがあって、調停室が空いていないときも使えるというのが紹介されていた。これは応用できるなら全国に紹介いただけたらいいと思う。当事者双方が合意しているが、資料が整っていないから次回に続行ということを言われたというケースの紹介もあった。条件が揃っているなら成立でいいような気もする。何が正しいやり方かという点はあるが、柔軟に対応していいのではないか。弁護士費用がかかるとか余計なことを言う裁判官がいるという紹介もされ、全てのケースではないと思うが、適切なナビゲーションが大事なかなと思う。

(宇田川家庭局第一課長)

- 裁判官の部屋にブースというのは、すべての庁で整備しているわけではない。2点目については、婚姻費用または養育費の調停で、期日において合意が成立したが、調停委員が、事前の裁判官との評議に基づき収入資料の提出を求めたという事案につき、調停委員だけだと硬直的になってしま

うことがあるので、当日の流れに応じて柔軟に運用すべきという御指摘だったかと理解しており、そのようにあるべきと受け止めている。3点目については、離婚調停の関係で、このまま離婚訴訟を提起してもなかなか難しい、その時は弁護士を依頼したら弁護士費用もかかるという説明をした例だと思われるが、先ほどの人事訴訟についての見通しの伝え方が問題だという御指摘も含めて考えると、当事者本人の知識を踏まえた上で正確な手続教示が必要なものと受け止めている。

(原委員)

- 期日の間隔が長すぎるというのは全く同感で、トラブルを抱えている当事者本人にとって次の期日が2か月先というのは耐え難いことと思う。それは代理人がついていても肝に銘じるべきと思っており、裁判所でもいろいろな工夫をされているというのは伺ったが、調停できる曜日が固定されているということだと、双方当事者と調停委員が手帳を開いて、とやっている、どうしても1か月先には入らなくて2か月先に入るところはあると思う。ある程度先まで期日を決めておいて、柔軟に変更を認めるとか、なにか根本的な期日指定の解決はできないか。

(山本座長)

- 次に、人事訴訟における合理的かつ効果的な争点整理等の実現のための方策と課題について、御意見を伺いたい。

(奥山委員)

- 家庭裁判所の裁判官の人数は足りているのか。

(長田総務局第一課長)

- 裁判官の人数は司法制度改革以来ずっと増やしてきたが、平成20年の半ばくらいからは、家庭裁判所の態勢を強化するために、家事事件を中心に担当する裁判官としては増やしてきている。ただ、御指摘いただいているような声自体はあるところなので、我々としても今後の法改正の実施を

見据えて、考えていく必要がある。

(出井委員)

- 民事刑事にも言えるが、特に家事については法改正の問題があるし、やはり裁判官の人数の問題というのはおそらくあるのだと思う。ただこの検証検討会では、実情調査を含めてそういう方向での検証というのをあまりやっていないので、例えば裁判官1人あたりの手持ち件数だとか、全体についてやっていかないといけない。人事訴訟については、これだけ審理期間が延びているというのが、裁判官の人員態勢の問題なのか、それとも財産分与に代表されるように、基礎資料がどれだけ短期かつ信頼性が高い形で事前に共有できるかといった問題なのか、制度上の問題なのか、あるいはその前の調停の段階で何か工夫することがあるのか、そこはなかなか難しいところで、必ずしも人員態勢ばかりの問題ばかりではないが、裁判官の人員の問題は大きな問題としてあるように思う。

(山田委員)

- 人事訴訟については職権探知主義の訴訟なので、民事訴訟と同じような訴訟指揮がしにくいと言われていたところ、今回の調査では、調査嘱託については一定期間で提出を求めるなどの方針を当事者とも共有しており、ある種広い意味での計画審理のようなことをされており、ぜひ全国に共有していただきたい。

(高取委員)

- 人事訴訟について、やはり長期化している財産分与については、デジタル化のフェーズが進むことによって審理のやり方等も工夫され、さらに審理が円滑に進むのかなという感じがした。今も財産一覧表を使ってそれを共有することなどで、審理が円滑に進むように運用を工夫しているようだが、これは民事でも同じで、例えば遺留分減殺や財産の使い込みといった不当利得が長期化する事案であるところ、そういったものも一覧表を使っ

たり、基礎資料を共有化してこういったものを出してほしいとの働きかけをしたりすることで、典型的に審理が進みやすくなるということがあるので、今後家裁の方でもそういった工夫が広がっていくことによって、審理がより円滑になると思う。

(出井委員)

- 一覧表を作ることで解決するならどんどんやってほしい。ただ一覧表を作る前の証拠とか資料が出てくるのかどうか、そこが問題なのではないかと思っており、それがもしデジタルツールを活用することによって促進されるのであればいいが、そういう問題なのか。財産分与の場合、財産の把握というのが大変なので、そこをその表を使うことによって促す作用があるのならよいのだが。

(高取委員)

- 直ちにというわけではなく、それ以外の要因ももちろんあるかと思う。ただこれまでなかったものとしてデジタルツールは考えられるところなので、少しは手助けになるかなという期待を抱いているが、今後の実勢によって、検証されていくところかなと思う。

(原委員)

- 人事訴訟については、必ずしも人事訴訟に慣れている弁護士が代理人に付いているわけではなくて、手探り状態というか普段は人事訴訟をやっていないけども、たまたま依頼をされた事件の関係で、久しぶりに、または初めて人事訴訟を担当するという方も一定程度いると思う。そういう方にはやはり、例えば知財部とか、交通部とかで見られているようなモデルや計画審理的な構造も有効だと思う。

(榎本総務局総括参事官)

- 態勢の問題について司法制度改革以来、大きな流れとしては、裁判所の態勢強化は図られてきたのだろう。そういった大きな態勢強化にもかかわ

らず、やはり全体としては長期化傾向にあるのではないかというふうに考えており、その原因や必要な対策、そういったものを具体的事情に基づいて議論するというのはこの検討会の意味だろうと思っており、いろいろな事件類型ごとに場面ごとに事情は違うとは思いますが、態勢については必要なところで必要な措置をとっていくというふうに認識している。

(4) 今後の予定について

次回の検討会は令和7年1月22日に開催することが確認された。

(以 上)